

## 教育における差別禁止条項案

2012年2月9日

竹下義樹 池原毅和 大谷恭子

- 1、 学校の設置者（学校教育法2条）その他教育にかかわる団体または個人（以下「その他の教育機関」という）は、障害のある人（子ども）もしくはその保護者が、学校またはその他の教育機関（以下「学校等」という）への入学を求めたときは、障害を理由に、これを拒否してはならない。
- 2、 学校の設置者および学校等は、授業、修学旅行のほか学校等がその教育に関して行うすべての活動について、障害のある人（子ども）の参加を、障害を理由に、区別、制限、排除または拒否し、もしくは、保護者の付き添いを条件とするなどの不利益な取り扱いをしてはならない。
- 3、 学校の設置者および学校等は、障害のある人（子ども）もしくは保護者が、以下に規定する合理的配慮を求めたときは、これを提供することが当該学校の設置者および学校等にとって過度の負担とならない限り、これを提供しなければならない。
  - (1) 適切な情報伝達方法の提供
  - (2) 利用可能な物理的環境の提供
  - (3) 必要な人員の配置
  - (4) その他当該障害のある人（子ども）が当該学校等における教育に完全に参加するために必要な教育環境、方法及び内容の変更と調整
- 4、 学校の設置者および学校等は、前項の合理的配慮を提供することが過度の負担であることを証明した時、もしくは合理的配慮を尽くしてもなお本人の教育目的を達成しえないことを証明した時は、1項、2項に規定する責務を免れる。
- 5、 義務教育及びこれに準じる高校・幼稚園等の学校設置者及び学校等は、前項の場合においても、本人・保護者の意向を最大限尊重しつつ、より制限の少ない環境における教育を提供しなければならない。また合理的配慮の提供及び過度の負担についての斟酌においては、当該学校等での教育が義務教育及びこれに準じる教育であることに留意しなければならない。